



<p>改正 平成11年 4月 1日 公告第 12号  平成14年 4月 1日 公告第 30号  平成24年 3月26日 公告第 23号  平成26年 9月30日 公告第132号  平成27年 4月 7日 公告第 51号  令和 2年 5月22日 公告第 43号</p>	<p>改正 平成11年 4月 1日 公告第 12号  平成14年 4月 1日 公告第 30号  平成24年 3月26日 公告第 23号  平成26年 9月30日 公告第132号  平成27年 4月 7日 公告第 51号  令和 2年 5月22日 公告第 43号  <u>令和 6年11月 日 公告第 号</u></p>	
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付  (2) 契約保証金に代わる担保となると発注者が認めた有価証券等の提供  (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証  (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証  (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>にお</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付  (2) 契約保証金に代わる担保となると発注者が認めた有価証券等の提供  (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証  (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証  (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2</u> <u>受注者は、前項第5号の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>に</p>	

いて「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求できる。

**注** (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(新設)

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求

において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

4 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求できる。

**注** (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求

することができる。

**4 第2項**の規定は、前項の場合について準用する。

**5** 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (**第3項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、**第2項**の規定を準用する。

**6** 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (**第3項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

**7** 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**8** 発注者は、受注者が**第6項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、**前条第5項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更

することができる。

**5 第2項及び第3項**の規定は、前項の場合について準用する。

**6** 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (**第4項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6) から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、**第3項**の規定を準用する。

**7** 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (**第4項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6) を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

**8** 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**9** 発注者は、受注者が**第7項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、**前条第6項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更

し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(新設)

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 (略)。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3及び4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわら

し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 (略)

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3及び4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわら

ず、次の式により算定する。

(a) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$  - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

(b) (a) 以外の場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$  - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - { (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) ~ (9) (略)

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便

ず、次の式により算定する。

(a) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$  - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

(b) (a) 以外の場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$  - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - { 請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) ~ (9) (略)

(10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(削る)

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便

宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(新設)

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ及びト (略)

宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ及びト (略)



令和 2年 5月22日	令和 2年 5月22日 <u>令和 6年11月 日</u>	
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となると発注者が認めた有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><b>(新設)</b></p> <p><u>2</u> 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3</u> 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となると発注者が認めた有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p><u>2</u> 受注者は、前項第5号の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p><u>3</u> 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4</u> 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p><u>5</u> 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付</p>	

したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求できる。

**注** (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

(新設)

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同

したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求できる。

**注** (A)は、金銭的保証を必要とする場合に使用する。

(前金払及び中間前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同

じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、**第2項**の規定を準用する。

**6** 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(**第3項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

**7** 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**8** 発注者は、受注者が**第6項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、**前条第5項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

(新設)

じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第37条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、**第3項**の規定を準用する。

**7** 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(**第4項**の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

**8** 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**9** 発注者は、受注者が**第7項**の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、**前条第6項**の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

**3** 受注者は、**第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注**

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 (略)。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3及び4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9 / 10 -$  前会計年度までの支払金額  $-$  (請負代金相当額  $-$  前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額  $+ 当該会計年度$  の中間前払金額)  $/$  当該会計年度の出来高予定額

者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(債務負担行為等に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

第41条 (略)

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払いを請求することができない。

3及び4 (略)

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 この契約において、前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 中間前払金を選択した場合

部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9 / 10 -$  前会計年度までの支払金額  $-$  (請負代金相当額  $-$  前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額  $+ 当該会計年度$  の中間前払金額)  $/$  当該会計年度の出来高予定額

(b) (a) 以外の場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10 -$  (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)  $-$  { (請負代金相当額  $-$  (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額))  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) ~ (9) (略)

(10) 受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するときは、

イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。) が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(新設)

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(b) (a) 以外の場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10 -$  (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)  $-$  { 請負代金相当額  $-$  (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額))  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(発注者の催告によらない解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) ~ (9) (略)

(10) 受注者 (受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。) が次のいずれかに該当するときは、

イ 役員等 (受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。) が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

(削る)

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ及びト (略)

へ及びト (略)

- 【市－８－１－１】業務委託契約条項８（建設コンサルタント等） 新旧対照表
- 【市－８－１－２】業務委託契約条項８（建設コンサルタント等（建築士法別紙の記述追加）） 新旧対照表
- 【市－８－２】業務委託契約条項８－２（建設コンサルタント等・複数年度債務負担行為） 新旧対照表
- 【上下－８】（上下水）業務委託契約条項８（建設コンサルタント等） 新旧対照表
- 【上下－８－２】（上下水）業務委託契約条項８－２（建設コンサルタント等・複数年度債務負担行為） 新旧対照表

改正前	改正後	適用期日
<p><b>(事故の報告)</b></p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の事故が個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用<del>など</del>に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報を含む。）及び河内長野市が保有する死者情報の取扱いに関する規則に規定する死者情報をいう。以下同じ。）及び業務に係る全てのデータの漏洩、滅失、き損等の場合には、受託者は、委託者が指示するまで業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(契約保証金)</b></p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保証証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金は免除する。この場合において、その保険金額は、委託料の100分の10以上とする。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p><b>(事故の報告)</b></p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の事故が個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用<del>等</del>に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報を含む。）及び河内長野市が保有する死者情報の取扱いに関する規則に規定する死者情報をいう。以下同じ。）及び業務に係る全てのデータの漏洩、滅失、き損等の場合には、受託者は、委託者が指示するまで業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(契約保証金)</b></p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 委託者は、受託者が履行保証保険契約（定額特約てん補付）を締結し、保証証券を委託者に寄託した場合は、前項の契約保証金は免除する。この場合において、その保険金額は、委託料の100分の10以上とする。</p> <p><u>3 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講じることができる。この場合において</u></p>	<p>令和6年12月1日</p>

3 受託者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

#### (前金払)

第19条 (略)

#### (新設)

- 2 前条第2項の規定は、前項の前金払について準用する。
- 3 受託者は、第1項の前払金を業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 4 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の3に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額の日から30日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。
- 6 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

て、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

4 受託者は、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

#### (前金払)

第19条 (略)

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

- 3 前条第2項の規定は、第1項の前金払について準用する。
- 4 受託者は、第1項の前払金を業務に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 5 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を増額した場合において、受託者は、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 6 業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の3に相当する額を超えるときは、受託者は、その減額の日から30日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。ただし、超過額が相当額に達し、これを返還することが前払金の使用状況等からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還額を定めるものとする。
- 7 委託者は、受託者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (保証契約の変更)

第20条 委託料について前条第4項若しくは第5項の増額若しくは減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合には、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

(新設)

(新設)

第20条 委託料について前条第5項若しくは第6項の増額若しくは減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合には、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。